

浮世絵で学ぼう 自転車交通術全

ヘルメット
歌舞(被)ってね。



目黒区



1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

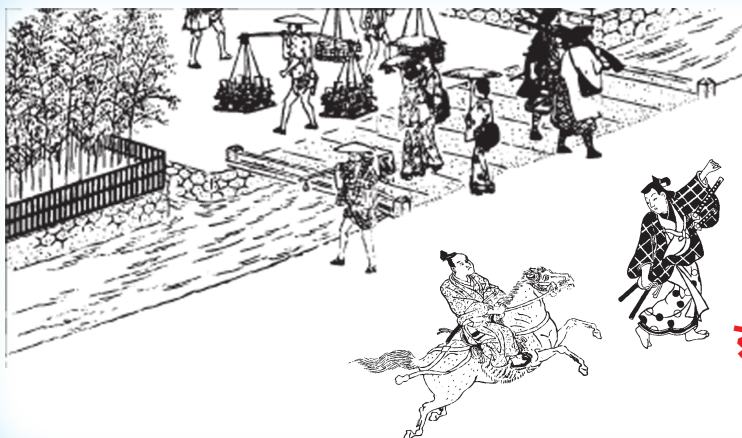


▶ 自転車は、車道が原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。
歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

▶ 車道は左側を通行

自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。
道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。



▶歩道は例外

普通自転車が歩道を通行することができる場合

- 1 下の「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。
- 2 工事や駐車車両があったり、車道の幅が狭く通行量も多く危険な道路の場合。
- 3 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき。



▶歩道は歩行者優先

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

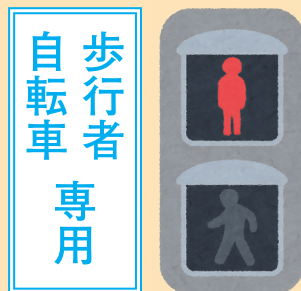
歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

2つ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

▶信号は必ず守る

自転車は信号機等に従わなければいけません。

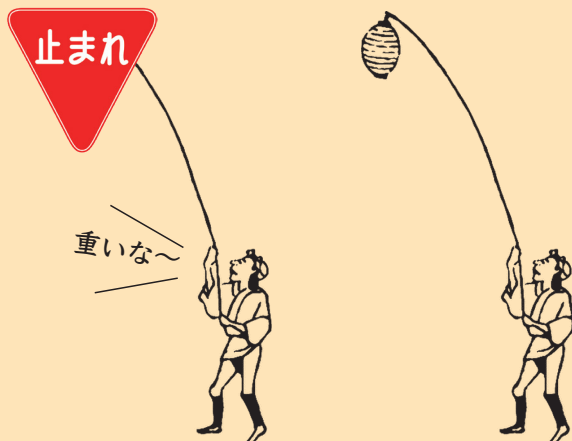
特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。



歩行者・自転車専用の信号機

▶ 交差点では一時停止と安全確認

下の「一時停止標識」のある場所、踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。



3つ 夜間はライトを点灯

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



4つ 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。

自動車の場合と同じく酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

(20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。)